

○大府市養育費に関する公正証書作成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育費に関する公正証書等が作成されていない現状を踏まえ、公正証書作成等にかかる費用等を補助することで、ひとり親等の養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、予算の範囲内において交付する大府市養育費に関する公正証書作成費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ひとり親等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない女子又は男子及び婚姻している者のうち、養育費について当事者間で協議をしている女子又は男子で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養している者をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、本市に居住し、交付申請時においてひとり親等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 養育費の取決めに係る経費を負担したこと
- (2) 養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- (3) 養育費の取決めの対象となる児童を扶養していること
- (4) 補助金の交付の対象となる債務名義に対して、過去に補助金を交付されていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養育費の取決めに係る経費のうち、次の表に定めるものとする。

債務名義取得の手続	補助対象経費
公正証書の作成	公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料、戸籍謄本取得費用
家庭裁判所の調停・審判	収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代

2 補助金の額は、補助対象経費の総額又は4万円のうちいずれか低い額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、養育費に関する公正証書作成費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）及び調査同意書（第2号様式）を、公正証書その他の補助金の交付の対象となる債務名義の作成日の翌日から起算して6か月以内に、市長に提出しなければならない。ただし、期限までに提出することができない特別の事情がある場合には、この限りでない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 当該ひとり親等及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

- (2) 当該ひとり親等に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親等が児童扶養手当受給者の場合）
- (3) 補助対象経費の領収書等金額が分かるもの
- (4) 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化したものに限る。以下同じ。）
- (5) その他市長が必要と認めるもの
（交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否及び補助金の額について決定する。

- 2 市長は、交付を行うことを決定したときは、前条第1項の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、養育費に関する公正証書作成費補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により通知する。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、養育費に関する公正証書作成費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

（審査に係る留意事項）

第7条 市長は、領収書等に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。ただし、郵便局及び官公署が発行するものについては、当該事項の一部が記載されていない場合でも、その内容について申請者の確認がとれたときは、正規の領収書等とみなして取り扱うことができる。

- (1) 申請者の氏名
- (2) 領収年月日
- (3) 領収金額
- (4) 取引内容（ただし書き）
- (5) 領収者の住所及び氏名並びに領収印

2 市長は、養育費の取決めを交わした文書に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。

- (1) 養育費に関する取決め
- (2) 強制執行認諾約款（公正証書に限る。）

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、交付決定通知書を受領した場合において、当該通知の内容に係る申請を取り下げようとするときは、養育費に関する公正証書作成費補助金交付申請取下書（第5号様式）により申請の取下げを行うものとする。

2 前項の申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受け取った日の翌日から起算して7日とする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、規則第14条各号の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、養育費に関する公正証書作成費補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

2 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、その返還を求めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に作成された債務名義について適用する。